



平成 27 年 8 月 28 日  
海 上 保 安 庁

「船舶交通の安全・安心をめざした  
第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」  
交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会  
中間とりまとめの公表について

交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会におきましては、第三次交通ビジョン（25年10月答申）に盛り込まれた安全施策のうち、一元的な海上交通管制の構築をはじめとした施策を実施するために必要な制度のあり方について、これまで3回の審議を行い、中間的にその方向性について取りまとめられました。

なお、中間とりまとめの主な項目は次のとおりです。

- ・ 一元的な海上交通管制の構築
- ・ 航路標識を活用した安全対策の強化
- ・ 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策
- ・ 小型船舶の安全対策の充実

（概要は別添資料のとおり）

海上保安庁では、今後、この中間とりまとめに基づき、関係先と調整を行い、検討を進めてまいります。

中間とりまとめの全文は、国土交通省のホームページからダウンロードできます。

（国土交通省HP）

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303\\_senpakuanzen01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senpakuanzen01.html)



**「船舶交通の安全・安心をめざした  
第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」  
交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会 中間とりまとめ（概要）**

## 1. 審議経過・今後の予定

5月22日	交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会	諮問
7月2日	同	審議
8月7日	同	審議
8月28日	中間とりまとめ	公表
本年末頃	同	答申

## 2. 中間とりまとめの主な項目の概要

第三次交通ビジョン（25年10月答申）に盛り込まれた安全施策のうち、一元的な海上交通管制の構築をはじめとした施策を実施するために必要な制度のあり方について検討してきたところ、その方向性を取りまとめたもの

### ●一元的な海上交通管制の構築

- (1) 非常災害発生時において、船舶交通の危険等が生じるおそれがある場合に、湾内への入湾制限や移動命令等を行う制度の検討
- (2) 船舶交通の混雑緩和等による一層の安全性の向上を図るため、海上交通安全法の航路及び港則法の航路（水路）を連続して航行する船舶に対し、入航時刻の指示等を一体的に行う制度の検討

### ●航路標識を活用した安全対策の強化

#### (1) 船舶自動識別装置（AIS）の活用

- ① AIS航路標識を活用し、準ふくそう海域（※）において、航行に適する経路を指定する制度の検討

※ふくそう海域を結ぶ東京湾湾口～石廊崎沖～伊勢湾湾口～潮岬沖～室戸岬沖～足摺岬沖の各海域を経て瀬戸内海に至る海域

- ② 海難発生の可能性が高い海域において、AISによる船舶動静監視に基づき、乗揚げ防止等を確実にを行うための情報聴取義務制度等の検討

#### (2) 航路標識の適切な整備・管理

- ① 海上構築物等への衝突、乗揚げ海難を防止するため、海上構築物を設置しようとする者等に対する航路標識の設置勧告等制度の検討
- ② 海上保安庁以外の者が航路標識を設置する場合における設置基準を明確化し、従来の許可制から一部を届出制とする規制緩和の検討

### ●船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

港内における小型船舶と大型船舶の航行に係る優先関係の明確化等について検討

### ●小型船舶の安全対策の充実

小型船舶事故の防止効果を向上させるため、処分のあり方について検討